

和水健福第 547号
平成23年6月27日

熊本市薬剤師会会長 様

和水町長 坂梨 豊昭



和水町乳幼児等医療費助成事業の対象拡大について (お知らせ)

初夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成20年5月に導入しました地域及び受給者限定の現物給付、平成21年6月に助成対象を中学3年生まで拡大したことは、受給者からたいへん好評を得ており、熊本県社会保険診療報酬支払基金及び熊本県国民健康保険団体連合会へ委託しております審査支払事務と併せまして、貴職のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

さて、和水町は、『子育て応援のまち』として、平成23年9月の診療分から、標記助成事業の対象を現行の中学3年生から高校3年生までに拡大して医療費の一部負担金を無料化します。

つきましては、今回の対象拡大については別添チラシのとおりですので、貴管下会員の皆様に周知くださるようお願いいたします。

和水町役場 健康福祉課 子ども家庭係
荒 木
〒865-0192 玉名郡和水町江田 3886 番地
電話 0968-86-5724 F A X 0968-86-4660



高3まで医療費無料化



和水町は、「子育て応援のまち」として、平成23年9月の診療分から、助成対象を現行の中学3年生までから、高校3年生までに拡大して医療費の一部負担金を無料化します。



お問い合わせは、和水町役場健康福祉課まで
電話 0968-86-5724 又は 0968-34-3111

助成対象者

和水町に居住し、住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録をしている者で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもの。
(婚姻しているものまたは、社会保険各法による被保険者で勤労学生以外のものは除く。)

助成対象

医療費（保険適用分）の一部負担金です。

ただし、入院時の食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費については、助成対象外です。また、学校、幼稚園及び保育園の管理下における疾病・負傷の医療費については、災害共済給付制度を優先し、その共済給付の対象外を助成対象としています。



助成方法

2種類あります。病院・薬局の窓口では、必ず、受給者証を確認してください。

現物給付… 熊本県内の病院・薬局における医療費に係る一部負担金については、町が公費負担するため、受給者は、病院・薬局の窓口で支払う必要がありません。（現金持参や助成申請の必要がありません。）

病院・薬局は、公費負担診療報酬明細書により各保険支払機関に請求してください。（和水町乳幼児等医療費の公費負担番号は「80431612」です。）

償還払い… 熊本県内以外の病院・薬局における医療費に係る一部負担金については、受給者は、病院・薬局の窓口で一旦支払った後、町に申請して助成を受けます。

病院・薬局は、領収書の発行や申請書の記入等よろしくお願いします。

※ オレンジ色の受給者証は対象地域において現物給付が可能ですが、むらさき色の受給者証は、現物給付の対象地域においても償還払いの助成方法となりますのでご注意ください。